

## 第7回 民主政治と政党

### 1. 政党の意義・機能

- ・ 代議制民主主義国家では、政党は、民意を集約し議会に反映させるための国民と議会との媒体として、また、国民の政治意思を形成するものとして、非常に重要な機能を有している。
- ・ 政治資金規正法は、政治団体<sup>\*1</sup>のうち、「当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの」、または「直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの」をいう（3条2項）。政党助成法は、後者の要件について、それに加えて現に「衆議院議員又は参議院議員を有するもの」であることを求めている（2条）。
- ・ 国会法は、政党その他の政治団体と概念上区別して、会派という概念を設けている（46条）。会派は、国会の議院内で活動をともにする議員の団体であり、2人以上の議員で結成できる（先例）。
- ・ 最高裁判所は、八幡製鉄事件判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）において、「憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」とし、また、共産党袴田事件判決（最判昭和63年12月20日判時1307号113頁）では、「政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社」であり、「国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体」とであると判示している。

### 2. トリーペルの政党4段階説

- ・ 日本国憲法は、政党について規定していないが、その存在を当然に予定していると解される。
- ・ トリーペル（Heinrich Triepel）は、国法は政党に対して、敵視（Bekämpfung）、無視（Ignorierung）、承認及び合法化（Anerkennung und Legalisierung）という段階を経て、憲法的編入<sup>\*2</sup>（verfassungsmässige Inkorporation）へと至ると主張した。

### 3. 政党制

- ・ デュヴェルジェ (Maurice Duverger) は、一党制、二党制、多党制の3つに政党制を分類した。その後、サルトーリ (Giovanni Sartori) は、一党制、ヘゲモニー政党制、一党優位政党制、二党制、穏健な多党制、分極的多党制、原子化政党制というように細分化した。

\*1 政治団体とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、そのほか「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対」し、または「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対する」活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいう (政治資金規正法3条1項)。

\*2 ドイツ連邦共和国基本法21条は、「(1) 政党は、国民の政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。その内部秩序は、民主的原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所及び使途について、並びにその資産について、公的に報告をしなければならない。(2) 政党で、その目的又は党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害若しくは除去し、又は、ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所が決定する。(3) 詳細は、連邦法で定める」と規定している。

## Quiz

Q7 政党に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 政党国家とは、政党が国の政治的意思形成過程に重要な役割を果たすようになった現象をいうが、そのような現象は、政党が広く国民と議会を媒介する組織として発達した段階に生じた。
- イ. 政治過程の腐敗・わい曲を防止し、民主政治の健全な発展を図るため、政党の活動資金の適切性・透明性が確保されるよう法律で規律しても、憲法に抵触することにはならない。
- ウ. 政党に対する公的助成を行う場合には、法律により、政党の役員・党員等の名簿、活動計画書を提出させた上で政党の設立を許可する制度を設けても、違憲とはならない。